7 不正の疑いによる預金取引停止後の預金払戻請求とキャッシュバック金支払請求の可否（積極）

片岡義広
片岡総合法律事務所 弁護士

東京高判令6.12.12　令6（ネ）3687号　預金払戻請求等控訴事件、2024WLJPCA12126001

●――事実の概要

1　本件は、X株式会社（原告、被控訴人）がY銀行（被告、控訴人）に普通預金口座を有してデビットカード（DC）取引を行っていたところ、Yが預金規定の条項に基づきマネー・ローンダリングの疑いがあるとして預金取引約款に基づく取引停止措置を採った事案である（原審は、東京地判令6・6・28金判1707号28頁）。

2　Xの請求

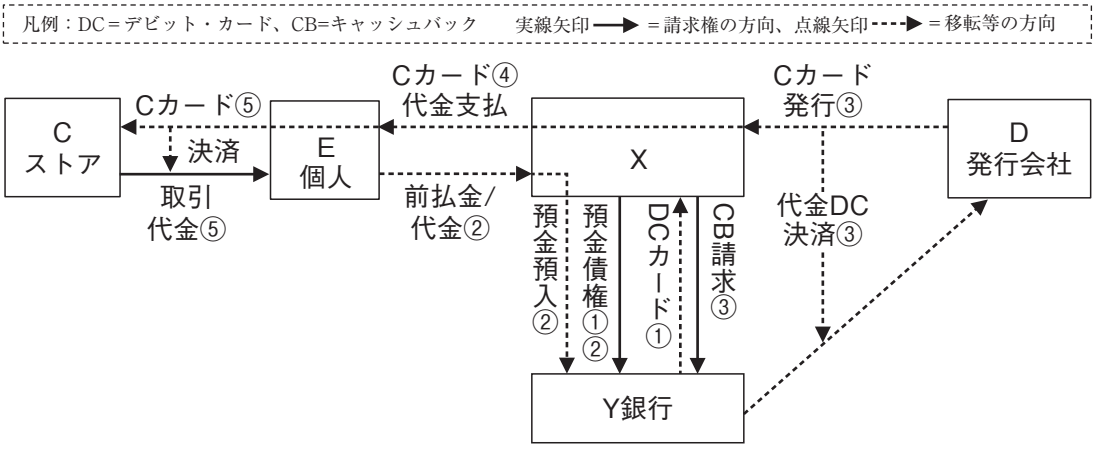
⑴　預金（金銭消費寄託）契約に基づく110万7026円の預金払戻請求

⑵　DCカードの利用額に対する1％の割合のキャッシュバック条項に基づく577万円の金銭支払請求

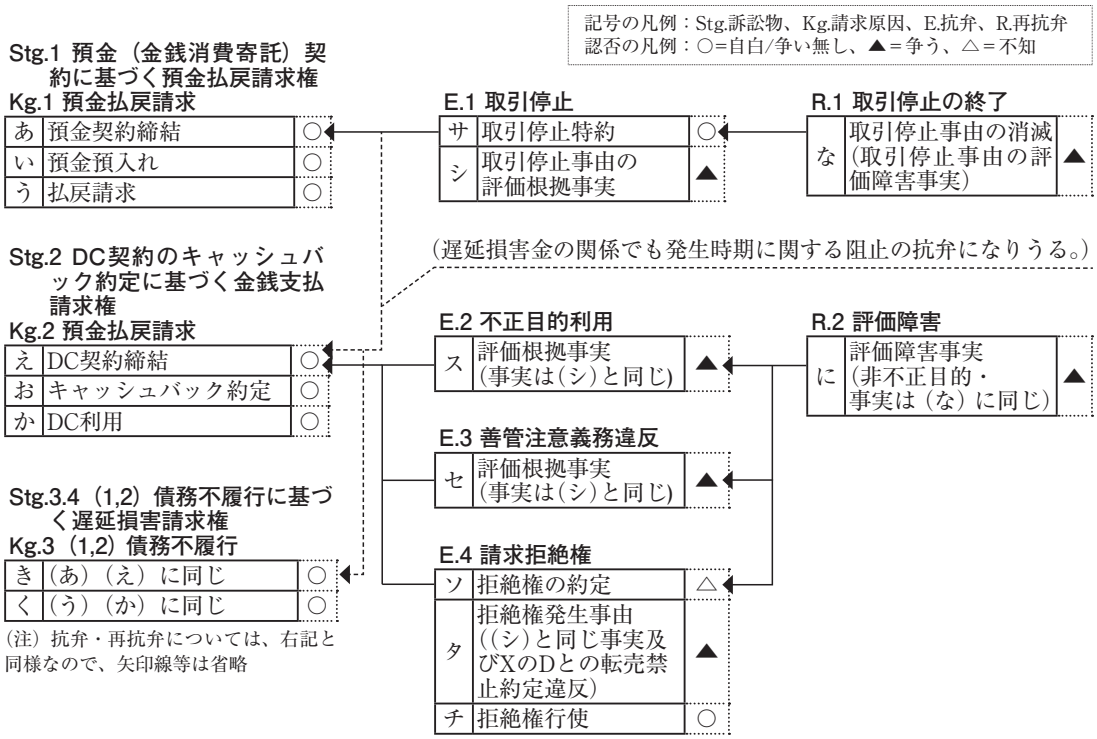
⑶　遅延損害金

㋐上記⑴に対して、訴状送達の日の翌日である令和4年1月7日から、㋑上記⑵に対して、キャッシュバック条項に基づく支払期限の翌日である令和3年7月16日から、それぞれ支払済みまで民法所定年3%の割合による遅延損害金

【図1】　概念図



【図2】 本件訴訟の主たる請求の攻撃防御方法の構造（アバウト・ブロック・ダイヤグラム）



3 概念図と当事者の主張の概要

本件事案の概要の概念図は、【図1】のとおりであり、主張（攻撃防御方法）の構造の概要は、末尾【図2】のとおりである。

4 請求⑴の預金払戻請求について、預金口座の取引停止措置の適否―争点1

⑴ Yの抗弁

⒜ 本件預金口座取引規定8条の2第5項は、マネー・ローンダリングその他法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあるとYが判断した場合には、口座取引の全部又は一部を停止できる旨定める。

⒝ Xは、本件DCカードを用いて、数日間に合計10回にわたって大量かつ合計5億7700万円という高額のCギフトカード（Cカード：前払式支払手段とみられる。）を購入して、Cストアの前で、個人に現金で転売するという異常な取引を行っていることから、マネー・ローンダリング等の目的で、売買の名を借りた多額の資金移動が行われているおそれがあるから、取引停止措置は相当である。

⑵ Xの再抗弁

Xは、DCカード利用による1%のキャッシュバック制度を利用してCカードを1%安く仕入れてC社製品を大量買付けする個人事業主E（中国人）に定価より安価かつ仕入価格より高価で売る差益を得る取引を行っているだけであり、当該取引の税務申告もして、マネー・ローンダリングの取引をしていないこと、取引停止措置から時間も経って捜査機関からの通報もなく、疑念もなくなっていることから停止措置の継続に理由はない。

5 請求⑵のキャッシュバック契約に基づく支払義務の有無―争点2

⑴　Yの抗弁

(a) キャッシュバックは、DCカードの正常な利用促進のためのものであるところ、上記4⑴のとおりマネー・ローンダリングの目的で利用されたおそれがあり、不正な目的又は善管注意義務違反があることから、キャッシュバックの対象外である。

(b)　Cカードの転売は販売会社Dの規約違反であり、善管注意義務違反である。

(c)　上記Xにおけるマネー・ローンダリングのおそれや善管注意義務違反の上京は、「カードの決済状況又はカードの管理状況が適当でないと当行が判断した場合」に該当することから、キャッシュバック請求を拒否することができる。

⑵　Xの主張（評価を争う）

上記4⑵のとおり、マネー・ローンダリングではなく、金券ショップで一般的に行われているのと同様の差益を得るための取引であり、不正な目的や善管注意義務違反はない。

●――判旨

上記⑴及び⑵の請求を認容

上記⑶の遅延損害金請求のうち、口頭弁論終結の日の翌日である令和6年5月18日からの遅延損害金請求を認容し、その余の遅延損害金請求を棄却（原審は、上記⑶の請求も全部認容していた。）

1　争点1－預金口座の取引停止措置の適否（預金払戻請求）

⑴　取引停止措置の相当性

Xは、Eから前借した金銭及びDCカードで購入したCカードの売買代金として受け取った多額の現金を本件預金口座に入金して、これを原資にCカードを購入して更に転売するという行為を連日繰り返していたことからすれば、Yにおいて、売買名目で多額の資金移動をしたとしてマネー・ローンダリング等の疑いを抱いたとしてもやむを得ない事情があり、Yが本件口座約款に基づき、本件預金口座の取引停止措置をとったことは相当である。

⑵　取引停止継続の可否

Yにおいて、法人向けのDCカードの利用についてキャッシュバック制度を設けている以上は、同制度を利用して仕入値と売値との差益を得る取引を行おうとすることは不合理とまではいえないこと、Xは、Cカードの転売取引について総勘定元帳に記載した上で税務申告をして事業の一環として当該取引を行っていたこと等からすれば、マネー・ローンダリング目的で本件DCカードを利用したものと見るのは困難であること等から、本件預金口座の取引停止措置を継続することに相当性があるとはいえず、Xの預金払戻請求は認められる。

2　争点2－キャッシュバック制度に基づく支払義務の有無

⑴　キャッシュバック制度不適用の要件

キャッシュバック制度については、DC規定に定めはなく、ウェブページの掲示により取り扱われているものであるところ、DC取引契約に付随して利用促進のためのサービスの一環として行われているものであり、DCカードの利用態様が規定違反であった場合には、その定めにより、利用を制限し、又は預金口座を解約できることとされており、規定違反、不正な目的又は善管注意義務違反での利用はキャッシュバックがなされないことが合理的意思解釈である。

⑵　本件キャッシュバック請求

XのDCカードの利用は、①上記1⑵のとおり、不正の目的とはいえないこと、②Cカ

ードの利用規約上転売が禁止されているが、Cストア等で連日大量かつ多額のCギフトカードの購入ができ、転売目的である可能性が強く疑われるのに発行者のDやCストアにおいて取引を制限せず黙認していたと認められるから、Yと加盟店（Cストア）との信頼関係を破壊するような事情があるとはいえず、善管注意義務違反があるとはいえないこと、③上記①及び②から、上記事案の概要5(1)(c)記載の「Cカードの決済状況又は管理状況が適切でない」というXの主張は認められないことから、Xはキャッシュバックを受けることができる（請求認容）。

3　遅延損害金発生の始期

原審は、訴状送達の日の翌日からの遅延損害金請求を認容したが、本控訴審判決は、原審の口頭弁論終結日時点で本件預金口座の取引停止措置を解消すべき合理的な理由が認められ、キャッシュバック金の支払を拒否する事情があるとはいえないとして、それ以前の遅延損害金請求の認容を取り消し、原審の口頭弁論終結の日の翌日からの遅延損害金請求の認容に変更した。

●――研究

判旨に賛成

1　預金払戻請求

【図2】のアバウト・ブロック・ダイヤグラムStg.1（訴訟物1）に記載のとおり、①Xは、預金払戻請求の請求原因（Kg.1）を主張してこれは争いなく認められ、②Yは、預金規定の取引停止事由の「阻止」の抗弁（E.1）を主張して判決もこれを認め、③Xは、取引停止の終了（すなわち「消滅」）の再抗弁（R.1）を主張して判決はこれを認め、預金払戻求を認容したものと分析することができる。

(1)　取引停止事由

(a) 犯罪収益移転の防止

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（AML/CFT）については、国際的な要請がなされ、また、その国内法として、犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯収法）があって、銀行等の金融機関は、監督官庁である金融庁からも預金口座の犯罪利用等の抑止が厳重に求められている。

また、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（振り込め詐欺被害救済法）は、犯罪被害者救済を図るための原資とするべく、犯罪に利用された金融機関の預金等について取引停止措置等を定め（同法3条1項）、これを受けて全国銀行協会は、2019年4月に取引停止等の取引制限の規定の参考例を定め、Yもこれに準拠する規定を置いている。

(b) 取引停止の抗弁

そこで、Yは、マネー・ローンダリングのおそれによる上記預金規定に基づく取引停止の抗弁を主張し、判決も上記事実関係からこれを認めた。

なお、預金規定に取引停止の定めがなくても、振り込め詐欺被害救済法3条1項に基づく取引停止が私法上も有効かどうかの論点もありえて、これに基づく主張がされた事例もある。同法は、規制法すなわち公法であり、これが当然に私法上の効力を有するものではない。しかし、同法は預金債権の消滅等の私法上の効力も定める（7条）から、預金規定に定めがなくても同法に基づく取引停止は私法上も有効なものと考える。同旨の裁判例として、東京地判平成22.7.24金法1907号121頁等がある（その他の関連裁判例につき、原審掲載誌のコメント参照）。

上記事実関係の下、Yの取引停止措置は相

当とした判旨は肯首できる。

(c) 取引停止の終了

全国銀行協会の預金口座規定の参考例では、「預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。」との解除による取引制限終了の条項がある。本件Yの当時の楽天銀行口座取引規定（個人向け）11項の２第5項にも同様の規定がある。

本件判決では、Xがこの規定の主張をした旨及びこの条項の適示はない。本件判決では、「取引停止措置の継続の相当性」という論理構成でその終了の判断をしている。

なお、「当行が認める場合」との定めであるが、この点は随意条件で無効というべく（民法134条）、該当事実が認められれば、「当行の認定」がなくても取引停止措置の終了の法律効果の発生を認めるべきである。

判決では、Xの訴訟での主張及び立証を通じ、マネー・ローンダリングその他法令に抵触する事実のないことを認定しており、取引停止措置を継続するべき事実関係がなく、本判決は、Xの預金払戻請求を認容した。

ただ、当事者の主張がなかったものと思われるが、端的な法律構成として、当事者としては、約款に基づく取引停止措置の終了事由の主張とその証拠（約款）を提出してこの結論になるのが簡明であったと考える。

２　キャッシュバック金支払請求

(1)　Yの抗弁

【図2】のアバウト・ブロック・ダイヤグラムStg.2に記載のとおり、Xは、約定に基づくキャッシュバック金支払請求の請求原因（Kg.2）を主張してこれは争いなく、Yの抗弁は、不正利用目的（E.2）と善管注意義務違反（E.3）による障害の抗弁及び支払拒絶事由の障害及び阻止の抗弁（E.4）の３点であると解される。

(2)　各抗弁の性質と法律効果

これらの抗弁について、約款に明文の規定はないところ、判旨（原審）は、合理的意思解釈の問題としてDCカード取引規定違反の利用についてはキャッシュバック請求の障害の抗弁になる旨を判示しており、それも一つの考えられる抗弁である。

ただ、民法の条文に照らして法律構成をするのであれば、民法1条2項の信義則違反の障害及び阻止の抗弁及び同条3項の権利濫用の阻止の抗弁として、Y主張の事実は、それらの規範的要件の評価根拠事実として整理することもできたものと考えられる。

そして、本件の事実関係では、一般的な取引ではないものの、R.1の再抗弁で、差益を得る目的の商取引であって、法令及び義務違反はないことが明らかにされている。

(3)　支払拒絶の抗弁について

E.4の拒絶の抗弁は、取引制限（拒絶）や解約権という形成権を得るものであるから、これを行使すれば将来に向けて請求権発生阻止の効力を生じる。本件では、キャッシュバック金支払請求の請求原因は、取引をした時点で既に成立しているというべきであるから、時間的にその後にこの主張すなわち取引制限や解約権の行使をしても、既にキャッシュバック金支払請求権は発生してしまっており、請求権の発生を障害するものではない。しかし、取引制限について阻止の限度では抗弁にはなりうる。

また、XのCカード発行会社であるD社との転売禁止約定違反については、①コンプライアンス上は問題となる余地はあっても、XY間の約定違反でも法令違反でもないこと、

②D社も加盟店であるCストアもこれを黙認しているという認定もあって、①であれば主張自体失当、②であれば再抗弁の成立と判断されたものと考えられる。

⑷　結論

以上により、本件判決は、各抗弁の成立を認めないか、R.2の再抗弁を認め、Yがキャッシュバック制度を設けてその約定をしていることから、キャッシュバック金支払請求を認容したものと考えられる。

３　遅延損害金の発生時期

遅延損害金について、原審は、いずれもXの請求があったと評価される訴状送達の日の翌日からの遅延損害金請求を認容したが、控訴審は、原審の口頭弁論終結の日の翌日からの認容に変更をした。

E.2とE.3の抗弁は障害の抗弁であるから、これが認められれば遅延損害金は訴状送達の日の翌日から発生するが、この抗弁は認められない。しかし、E.4（E.1も）の阻止の抗弁は、その間の支払拒絶を正当化するものであるから、遅延損害金の発生時期については、本件控訴審の判決が正当である。

４　おわりに

本判決は、マネー・ローンダリング関係の取引停止を相当と認めつつ、預金払戻請求を認容した一事例としてのみならず、取引停止の解消とデビットカード取引に係るキャッシュバック金支払請求も絡む初の事例とみられることから取り上げた次第である。